

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります

平成20年4月の税制改正により、今まで納付書や口座振替で納付していた公的年金に代わり、平成21年10月支給分の年金からあらかじめ引かせていただく特別徴収制度が始まります。

これにより、特別徴収の対象の方は、納期が年4回から6回になり、1回あたりの負担額が軽減されます。

どんな制度なの？
公的年金の支払いを受けている方の個人住民税を公的年金から天引きする制度です。

どんな人が対象になるの？

当該年度の初日（4月1日）に年金を受給している65歳以上の納税義務のある方です。ただし、次の1から3に該当する方は対象になりません。

- 1、公的年金の年額が18万円未満の方
- 2、黒潮町の介護保険料が年

いつから始まるの？

平成21年10月に支払われる年金から実施されます。

どんな方法で納付するの？

1、平成21年度（20年分）の課税所得が年金所得のみの場合、住民税は特別徴収（年金天引き）による納付となります。

なお、21年度は特別徴収導入年度となりますので、6月、8月の2期分は普通徴収で納付していただき、10月以降は特別徴収に切替わります。

2、平成21年度（20年分）の課税所得が年金所得の他に給与、農業などの所得がある場合、年金所得に対する住民税は特別徴収（年金天引き）となり、その他の所得（給与、農業など）の住民税は普通徴収（納付書または口座振替）による納付となります。

3、平成21年度または特別徴収（年金天引き）最初の年度
初めて天引きの対象となる年度は、その年の10月分の年金より天引きが始まります。そのため、6月および8月納期分の住民税は普通徴収（口座振替や金融機関などの窓口での納付）になります。

特別徴収開始年度と2年目以降では徴収方法が若干変わります

平成21年度または特別徴収（年金天引き）最初の年度

初めて天引きの対象となる年度は、その年の10月分の年金より天引きが始まります。

そのため、6月および8月納期分の住民税は普通徴収（口座振替や金融機関などの窓口での納付）になります。

前年度特別徴収（年金天引き）している場合

住民税の税額決定は、毎年度6月以降になります。そのため、4月・6月・8月の年金からは、仮徴収として2月に天引きした額と同額を天引きします。その後、住民税の決定税額より仮徴収した税額を差し引いて、10月・12月・2月の天引き額を決定します。

○お問い合わせ

大方総合支所

税務課 住民税係

☎ 43-2816（直通）

佐賀総合支所

総務課 税務係

☎ 55-3113（直通）

自動車税のお知らせ — 自動車税の納期限は6月1日まで —

納付は、必ず納期限までに郵便局、農協、銀行などお近くの金融機関でお済ませください。

また、今年度から『コンビニエンスストア』での納付が可能となりましたので、納税通知書をお持ちになってご利用ください。なお、納税通知書が届いてない方がおいでましたら下記までご連絡ください。

※身体障がい者手帳をお持ちの方などに対する減免の手続き期限も6月1日までとなっていますのでご注意ください。

【受付・お問い合わせ先】高知県幡多県税事務所 ☎35-5972